

J R 東海労申第 1 4 号  
2 0 1 7 年 9 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

### 3 6 協定の年間上限に対する特別条項に関する申し入れ

会社が J R 東海ユニオンに「労働基準法第 3 6 条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定（以下「36 協定」という）」に年間上限に対する特別条項を設定することを提案したことについて、J R 東海ユニオンは「ぎょうむそくほう No.1224」で、今期の 36 協定（2017 年 9 月までの適用分）に限って妥結を通告したことを明らかにした。

もとより年間上限に対する特別条項が設定されることは全社員の労働条件に関わる異常事態であるとの認識であるが、妥結された内容については J R 東海ユニオン以外の労働組合にも速やかに周知されるべきである。よって、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

#### 記

1. 団体交渉を開催し、36 協定の年間上限に対する特別条項について内容を明らかにすること。

以上